

大船渡駅周辺地区

地区計画の決定に関する説明会資料



平成26年 2月13日

大船渡市 災害復興局 土地利用課

説明の内容

- 1 地区計画について
- 2 大船渡駅周辺地区 地区計画案について
 - (1) 地区計画の目的について
 - (2) 地区計画の対象区域について
 - (3) 地区計画の内容について
 - (4) 建築行為等を行う場合の届出について
 - (5) 地区計画案の縦覧と意見書提出について
- 3 今後のスケジュールについて
- 4 今後の予定について
～地区計画によるまちづくりの展開～

1 地区計画について

地区計画とは…

都市計画法に基づくもので、住民の合意により、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを行うための計画です。

このまちづくりの方針や目標をはじめ、目標を達成するための具体的なルールを地区整備計画に定めます。

地区計画の決定まで（流れ）

- 1 地区計画の原案をつくる
- 2 住民説明会を行う
⇒ 平成25年11月28日
- 3 関係図書の縦覧（意見書の提出）
⇒ 平成25年11月29日～12月13日
- 4 地区計画の案をつくる
- 5 住民説明会を行う
- 6 関係図書の縦覧（意見書の提出）
- 7 都市計画審議会に付議する
- 8 都市計画決定

本日は5の「地区計画の決定に関する説明会」です！



2 大船渡駅周辺地区 地区計画案について



大船渡駅周辺地区

(1) 地区計画の目的について

津波からの安全なまちづくりを目指して土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業を行い、地盤を嵩上げすることにより、安全な市街地の形成を図ることを目標とします。

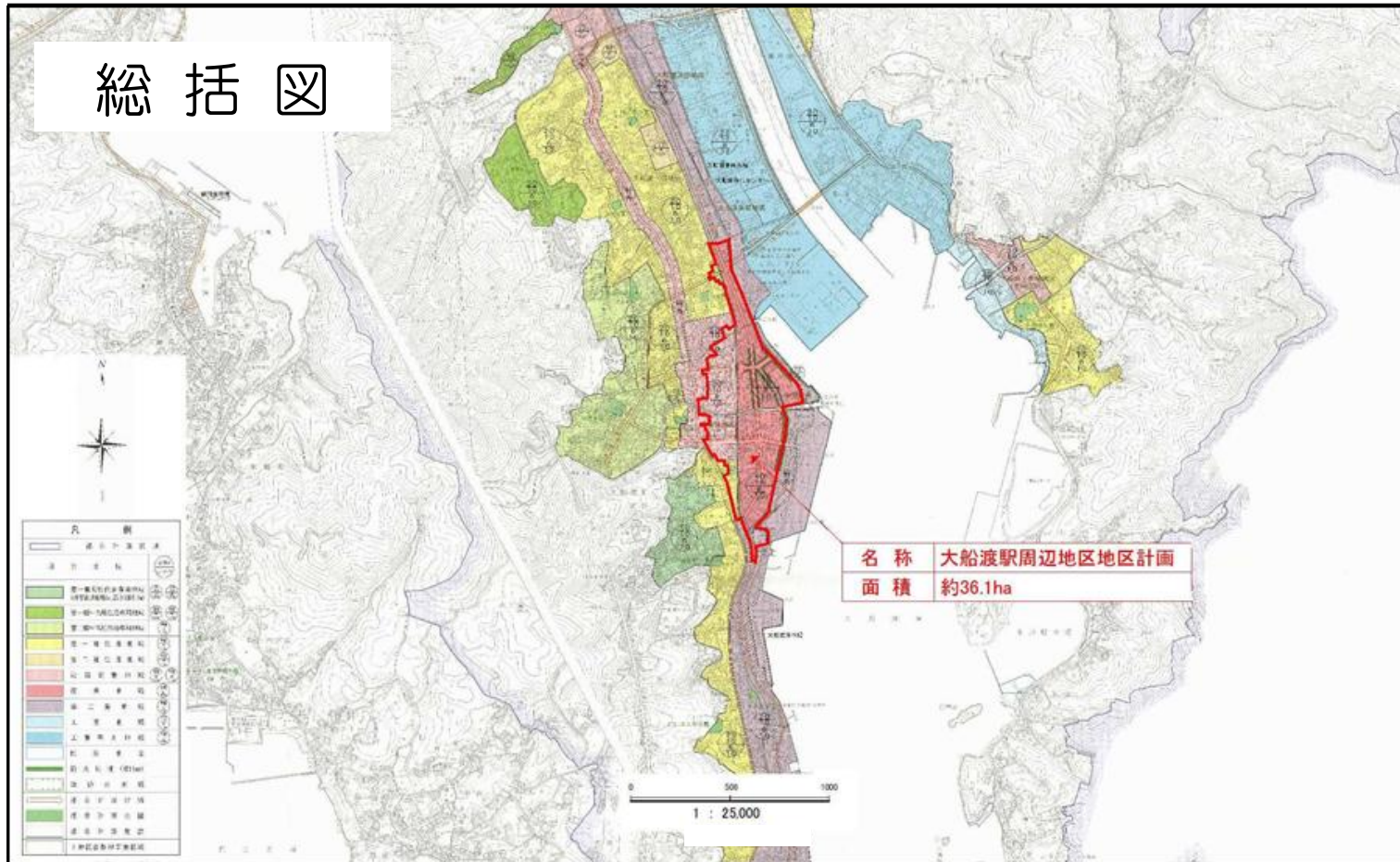
〔保全の方針〕

盛土は、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業の造成工事における竣工時の高さを維持するように努め、安全・安心な市街地形成を目指します。

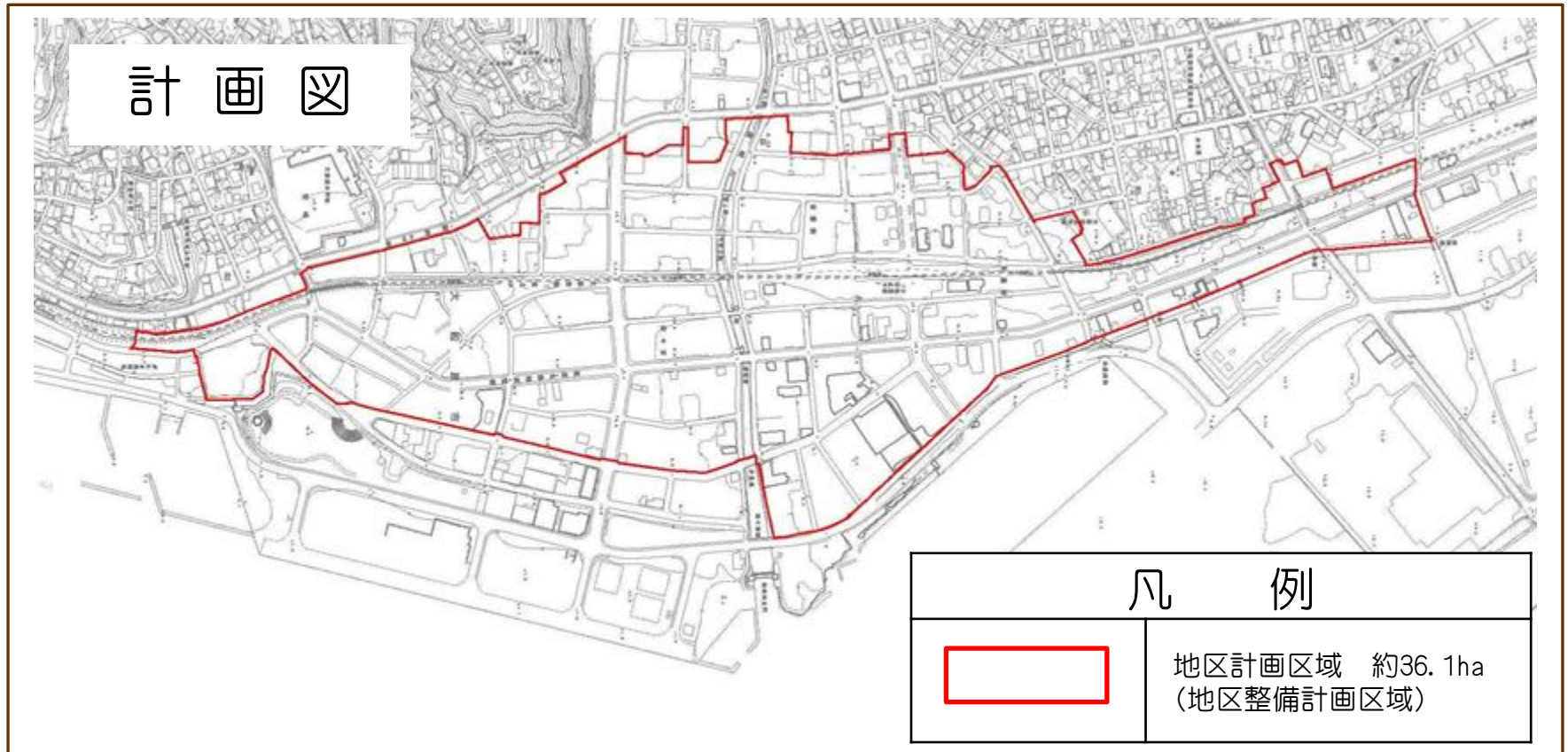
大船渡駅周辺地区

(2) 地区計画の対象区域について

総括図



地区計画の対象区域について



大船渡駅周辺地区

(3) 地区計画の内容について

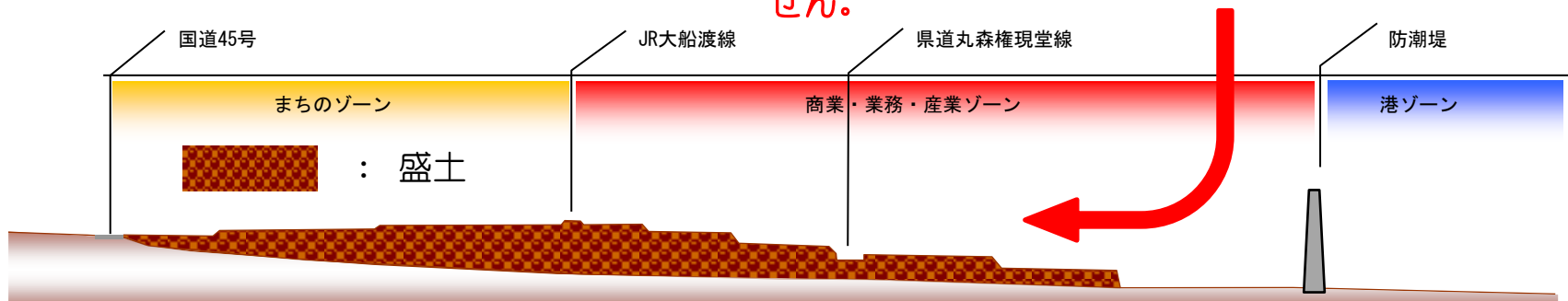
まちづくりのルール

〔建築物等の形態又は意匠の制限〕

地盤面の高さは、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の造成工事竣工時の高さから下げることはできません。

ただし、整地（土壌入れ替え、隣接する高さの違う宅地を整地する場合等）、造園、出入り口または車庫の設置のための変更はこの限りではありません。

整地、造園、出入り口または車庫の設置以外で盛土した土地の掘削など地盤面の高さを下げることはできません。



大船渡駅周辺地区

(4) 建築行為等を行う場合の届出について

地区計画が決定すると、区域内で建築行為等を行う場合、着手する30日前までに市へ届け出る必要があります。

〔届出が必要な行為〕

- 1 土地の区画形質を変更する場合
(敷地の盛土や切土などの造成工事を行う場合)
- 2 建築物の建築や工作物の建設を行う場合

大船渡駅周辺地区

(5) 地区計画案の縦覧と意見書提出について

大船渡駅周辺地区の地区計画案を縦覧に供します。

大船渡市に住所のある方または利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

なお、意見書の様式は任意で構いませんが、地区計画案に対する意見書であることが分かるように「地区計画案に関する意見書」と表記し、住所、氏名を記入してください。

縦覧期間及び意見書提出期間

平成26年2月14日（金）から 28日（金）まで

午前 8時30分から午後 5時15分まで（※土日を除きます）

※意見書提出は郵送も可（2月28日消印有効）

縦覧場所及び意見書提出先

災害復興局 土地利用課（市役所3階）

3 今後のスケジュールについて

年 月 日	取 り 組 み
平成26年 2月13日	地区計画の決定に関する説明会
2月14日～28日	地区計画案に係る縦覧・意見書の提出
3月	大船渡市都市計画審議会
4月	都市計画決定告示・縦覧

4 今後の予定について

～地区計画によるまちづくりの展開～

市では、安全で魅力あふれる中心市街地を創るため、段階的な地区計画の策定を予定しています。

今回の決定

津波からの安全性を確保するため、盛土造成した地盤高を下げることを禁止します。

今後の検討

景観や土地利用の誘導に向けた建築物の形態や色彩の制限などを行う地区計画を検討します。

賑わいと魅力あふれる安全な中心市街地